

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和8年2月5日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
5番 田中 正博	7番 山本 功
8番 井澤 茂治	9番 中川 茂成
10番 田中 安弘	11番 山本 千恵子
12番 田中 吉照	16番 杉嶋 秀美
17番 森島 隆詞	18番 井上 和也
19番 岩井 三郎	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

13番 杉本 邦子

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

14番 新司 吉行	15番 松尾 清敏
-----------	-----------

事務局	森田 吉弥
	西置 雄一
	下村 祐未
	柏原 淳英

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

5番 田中 正博	7番 山本 功
----------	---------

9、閉会の日時 令和8年2月5日午後2時30分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和8年第2回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は5名中3名の方に出席いただいております。

議 長 本日の署名委員は、5番田中正博委員、7番山本功委員のお二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案第1号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については、3ページの地図のとおりです。

 譲受人は農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 よって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 続きまして2ページをお開きいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

 場所については、4ページの地図のとおりです。

 譲受人は農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 よって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上でございます。

議 長 本件の1番については、地区担当委員の田中正博委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 5番、田中です。

 本件につきまして、2月4日に、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。

 今回農地を取得し、農家として分家して意欲を持って耕作するとのことで、将来の農業の中核になっていただけたらと思っております。地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
以上です。

議 長 ありがとうございます。本件の2番については、地区担当委員の中川委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

中 川 9番、中川です。
本件につきまして、2月4日に、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。
当該地は農地として適正に利用されておりました。今後も引き続き、耕作等が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございますが、6ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 5ページをお開きください。それでは、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求める。

6ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、15ページの地図のとおりです。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長 それでは6ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、6ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。6ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議長 井澤委員にお伝えします。6ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議長 続きまして7ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、森島委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、16ページの地図のとおりです。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長 それでは、7ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。7ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

森島委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 森島委員にお伝えします。7ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続きまして8ページから11ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、中村委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 8ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、17ページの地図のとおりです。

続いて9ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、17ページの地図のとおりです。

続いて10ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、18ページの地図のとおりです。

続いて11ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、19ページの地図のとおりです。

以上、4件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第2号、8ページから11ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、8ページから11ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。
中村委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 中村委員にお伝えします。8ページから11ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続いて、12ページから14ページの促進計画について、事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 12ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、20ページの地図のとおりです。

続いて13ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、21ページの地図のとおりです。

続いて14ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については、22ページの地図のとおりです。

以上、3件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第2号、12ページから14ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、12ページから14ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、23ページをお開きください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

場所については25ページの地図のとおりです。

23ページにお戻りいただき、2番、3番、24ページの4番については精華町蔭山・水落土地区画整理事業地における転用の届出ですので一括で報告します。

こちら、1点訂正がございます。下の24ページの4番ですが、転用目的が住宅の建築となっております。こちらを、住宅用地に訂正をお願いいたします。

【 内容報告 】

場所については26ページの地図のとおりです。

以上でございます。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、27ページをお開きください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

場所については28ページの地図のとおりです。

27ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 内容報告 】

場所については29ページの地図のとおりです。

30ページをお開きいただき、3番でございます。本件はこのページから35ページまで全て精華町蔭山・水落土地区画整理事業地における宅地整備に伴う転用の届出です。

【 内容報告 】

場所については26ページの地図のとおりです。

以上でございます。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和8年3月13日金曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議長　それでは、次回の総会を令和8年3月13日金曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時30分